

桜川市過疎地域持続的発展計画（令和8年4月変更）

桜川市過疎地域持続的発展計画（令和4年10月策定）

1 基本的な事項

(1) 桜川市の概況

イ 桜川市における過疎の状況

桜川市の人口減少は、出生率の低下という人口の「自然減」と、市外への転出超過による人口の「社会減」の両者が相まって生じている。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（以下「社人研推計」という。）によると、令和27年（2045年）には23,290人まで減少すると推計されており、今後も人口減少が進行することが見込まれている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

桜川市の人口は、平成7年（1995年）以降、減少傾向にあり、社人研推計によると、令和27年（2045年）には23,290人、令和32年（2050年）には20,487人になると推計されている。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

指標	基準値（ <u>令和7年</u> ）	目標値（ <u>令和12年</u> ）
人口	<u>35,382人</u>	<u>34,900人</u>

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5箇年間とする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	お試し居住住宅整備事業	市	
		移住者向け住宅整備事業	市	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
	移住・定住	定住促進助成事業	市	
		<u>関係人口創出事業</u>	<u>市</u>	

1 基本的な事項

(1) 桜川市の概況

イ 桜川市における過疎の状況

桜川市の人口減少は、出生率の低下という人口の「自然減」と、市外への転出超過による人口の「社会減」の両者が相まって生じている。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」（以下「社人研推計」という。）によると、令和27年（2045年）には24,409人まで減少すると推計されており、今後も人口減少が進行することが見込まれている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

桜川市の人口は、平成7年（1995年）以降、減少傾向にあり、社人研推計によると、令和22年（2040年）には27,452人になると推計されている。また、社人研の人口推計に準拠した推計では、令和47年（2065年）には14,183人となり、令和2年（2020年）の人口の約3分の1まで減少すると見込まれている。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

指標	基準値（ <u>令和2年</u> ）	目標値（ <u>令和7年</u> ）
人口	<u>39,122人</u>	<u>37,300人</u>

(7) 計画期間

計画期間は、令和4年（2022年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの4箇年間とする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	お試し居住住宅整備事業	市	
		移住者向け住宅整備事業	市	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
	移住・定住	定住促進助成事業	市	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

- 農業者の高齢化や後継者不足により、農業の担い手が減少しており、耕作放棄地も増加傾向にあるため、農地の大区画化等による農地集積を推進し、担い手の育成・確保に取り組む必要がある。また、農業用施設の老朽化により、維持管理に係る負担が増加しており、計画的な施設の修繕及び改修が必要である。

イ 商工業

- 地域産品を集め、磨き、新たな販路を開拓する地域商社を令和3年(2021年)2月に設立した。

- 地域活性化のため、地域の振興に寄与するための拠点の整備について検討を進めている。

(2) その対策

ア 農林業

- 担い手の確保や耕作放棄地の増加抑制に、関係機関と連携し、新規就農者支援等に取り組む。

イ 商工業

- 地域の振興に寄与するための拠点の整備について検討し、結果を基に整備を行う。

エ 観光・レクリエーション

- 上曽トンネルの開通に伴い、周辺地域の魅力を高め、広く発信することにより、地域の活性化を図る。

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	農業生産基盤整備事業	市 県 土地改良区等	
		<u>農地耕作条件改善事業</u>	<u>市 県 土地改良区等</u>	
		<u>農村地域防災・減災事業</u>	<u>市 県 土地改良区等</u>	
	林業	林道整備事業	市	
(7) 商業				
その他	さくら川百貨事業	市		
	地域商社支援事業	市		

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

- 農業者の高齢化や後継者不足により、農業の担い手が減少しており、耕作放棄地も増加傾向にあるため、担い手の育成・確保に取り組む必要がある。

イ 商工業

- 地域産品を集め、磨き、新たな販路を開拓する地域商社を令和3年(2021年)2月に設立した。4月から桜川市地域振興拠点施設実証店舗(加波山市場)の運営及び施設管理業務について委託している。

(2) その対策

ア 農林業

- 担い手の確保や耕作放棄地の増加抑制に、関係機関と連携し取り組む。

イ 商工業

エ 観光・レクリエーション

- 令和7年度に予定している上曽トンネルの開通に伴い、周辺地域の魅力を高め、広く発信することにより、地域の活性化を図る。

(3) 事業計画 (令和4年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備				
	農業	農業生産基盤整備事業	市 県 土地改良区等		
		林業	林道整備事業	市	
		(7) 商業			
	その他	さくら川百貨事業	市		
地域商社支援事業		市			

		地域振興拠点整備事業	市	
(9) 観光又はレクリエーション		キャンプ場整備事業	市	
		上野沼遊歩道整備事業	市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
商工業・6次産業化		商工業振興事業	市	
観光		上曾トンネル周辺地域活性化事業	市	
		自転車活用推進事業	市	
企業誘致		固定資産税の軽減措置等	市	
		産業活性化促進企業奨励事業	市	

(9) 観光又はレクリエーション		キャンプ場整備事業	市	
		上野沼遊歩道整備事業	市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
商工業・6次産業化		商工業振興事業	市	
観光		上曾トンネル周辺地域活性化事業	市	
		自転車活用推進事業	市	
企業誘致		固定資産税の軽減措置等	市	
		産業活性化促進企業奨励事業	市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
桜川市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	<u>令和8年</u> 4月1日 ～ <u>令和13年</u> 3月31日	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
桜川市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	<u>令和4年</u> 4月1日 ～ <u>令和8年</u> 3月31日	

4 地域における情報化

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

4 地域における情報化

(3) 事業計画 (令和4年度～令和7年度)

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

イ 交通手段の確保

○ 現在、桜川市・つくば市間広域連携バスとして、筑波山口から JR 岩瀬駅へとアクセスする桜川市バス「ヤマザクラ GO」が運行されている。また、令和 5 年（2023 年）9 月まで運行されていた桜川市内巡回ワゴン「ヤマザクラ GO ミニ」及び桜川市デマンド型乗合タクシーは、利用実態、市民移動ニーズ等を慎重に考慮した結果、それぞれ休止及び廃止となり、同年 10 月から、タクシー運賃助成事業がスタートした。

(2) その対策

イ 交通手段の確保

○ 桜川市バス「ヤマザクラ GO」は、利用実態や移動ニーズ及び都市構造の変化等を考慮し、路線やダイヤを柔軟に対応し、利用促進策も展開しながら継続的な利用者の増加を目指す。また、運行休止中の「ヤマザクラ GO ミニ」についても、必要に応じて一部運行の再開を検討する。

○ 交通拠点において、交通モード間の接続の機能強化や待合環境の整備、駅前駐車場の適切な維持管理等、利便性向上策を進める。また、地域公共交通ネットワークの広域化・高度化を図るため、周辺市町村との連携に取り組む。

(3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道維持修繕事業	市	
		市道改良事業	市	
		通学路整備事業	市	
	橋りょう	橋りょう修繕事業	市	
		橋りょう定期点検事業	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
公共交通	路線バス運行事業	市		
	<u>タクシー運賃助成事業</u>	市		
その他	駅前駐車場維持管理事業	市		

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

イ 交通手段の確保

○ 現在、市を南北に貫く基幹線である桜川市バス「ヤマザクラ GO」、集落や生活拠点を巡る支線である桜川市内巡回ワゴン「ヤマザクラ GO ミニ」、福祉輸送としてのデマンド型乗合タクシーの 3 種類の公共交通を運行している。

○ 人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響等により輸送需要が縮小し、公共交通の利用者が減少している。

(2) その対策

イ 交通手段の確保

○ 桜川市バス「ヤマザクラ GO」は、利用実態や移動ニーズ及び都市構造の変化等を考慮し、路線やダイヤを柔軟に対応し、利用促進策も展開しながら継続的な利用者の増加を目指す。

○ 桜川市内巡回ワゴン「ヤマザクラ GO ミニ」及び桜川市デマンド型乗合タクシーは、利用実態や市民移動ニーズ等を考慮し、市内移動としての両システムのメリットを生かしながら効率的な運行が図られるように、公共交通の再編や新規のタクシー補助制度導入等の検討を進め、利用者視点に立った生活交通ネットワークを構築する。

○ 交通拠点において、交通モード間の接続の機能強化や待合環境の整備、駅前駐車場の適切な維持管理等、利便性向上策を進める。

(3) 事業計画（令和 4 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道維持修繕事業	市	
		市道改良事業	市	
		通学路整備事業	市	
	橋りょう	橋りょう修繕事業	市	
		橋りょう定期点検事業	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
公共交通	路線バス運行事業	市		
	<u>デマンド型交通運行事業</u>	市		
	<u>タクシー利用補助事業</u>	市		
その他	駅前駐車場維持管理事業	市		

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

- 茨城県企業局からの受水及び地下水の自己浄水により、安全で安心な水道水の安定的な供給に努めている。
- 本格的な人口減少社会の到来により、給水人口は減少傾向にあり(32,922人[令和6年度末])、節水機能付き機器の普及や利用者の節水意識の浸透なども相まって、水道使用量が減少し、給水収益が減少している。
- 昭和40年代後半から急速に整備された水道施設の老朽化が進み、更新需要が増大している一方で、大規模災害等に備えた耐震化の推進も喫緊の課題となっている。
- 全国的に低水準にある有収率(61.2%[令和6年度])が水道事業経営に影響を及ぼしており、漏水箇所の早期発見による修繕対応や効果的・効率的な水道管路の更新に着実に取り組む必要がある。
- 水道施設の更新にあたっては、将来の水需要を的確に見極めるとともに、施設の能力や規模の適正化を図る必要がある。

イ 汚水処理施設

- 生活環境の改善と河川などの公共用水域の保全を図るために、生活排水対策として公共下水道事業、農業集落排水事業等に取り組んでいる。
- 公共下水道や農業集落排水の地区外では、快適な生活を守り、住みよい地域を形成するため合併浄化槽の普及拡大を推進している。
- 公共下水道や農業集落排水等の施設の老朽化が進み、更新需要が増大している一方で、大規模災害等に備えた耐震化の推進も喫緊の課題となっている。
- 公共下水道は、接続率が64.3%[令和6年度末]と低い水準であることから、接続率の向上を図る必要がある。
- 公共下水道事業や農業集落排水事業を将来にわたり安定的かつ効率的に運営していくため、経営基盤の強化を図る必要がある。

エ 公営住宅

- 市営住宅は15箇所、341戸あり、維持費を抑制しながら管理をしている状況である。

(2) その対策

ア 水道施設

- 将来にわたり安全で良質な水を安定的かつ効率的に供給するため、水道事業の広域連携を推進し、水道事業の経営健全化を図る。

イ 汚水処理施設

- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農業集落排水施設などの維持管理に努める。
- 公共下水道や農業集落排水等の施設について、施設の耐震化・老朽化対策を推進する。
- 下水道の普及活動と接続支援、生活排水処理に対する住民への啓発等を行い、公共用水域の水質保全活動を推進する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

- 茨城県企業局が行う県南西広域水道用水供給事業からの受水を主な水源とし、将来にわたる安定した水の供給に努めている。
- 人口減少や節水家電の普及による水道料金収入の減少に加え、水道管の老朽化による漏水復旧工事の増加で支出が増加し、経常収支比率が減少している。
- 有収率向上のため、漏水箇所の早期発見と迅速な修繕工事、老朽管の更新を進めることが必要である。また、緊急時の対応強化が求められている。
- 施設の老朽化の進行や災害対策を踏まえ、耐用年数を過ぎる施設の維持・更新を進めていく必要がある。
- 高度成長期に集中整備したインフラが大量に更新時期を迎えるほか、人口減少に伴う料金収入の減少により、水道事業の経営環境が厳しくなるため、料金改定を検討しなければならない。

イ 下水処理施設

- 生活環境の改善と河川などの公共用水の保全を図るために、生活排水対策として公共下水道事業、農業集落排水事業等に取り組んでいる。整備状況として、公共下水道の接続率61.08%(令和2年度末時点)と低い水準であることから、計画的に整備を進めていく必要がある。
- 公共下水道や農業集落排水の地区外では、快適な生活を守り、住みよい地域を形成するため合併浄化槽の普及拡大を推進する。
- 整備にあたっては、財政確保のため、厳しい財政状況や効率的な施設整備を勘案し、公共下水道の計画区域を見直す必要がある。

エ 公営住宅

- 市営住宅は17箇所、360戸あり、維持費を抑制しながら管理をしている状況である。

(2) その対策

ア 水道施設

- 安全な水を供給するため、水質管理を徹底する。

イ 下水処理施設等

- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの整備を進める。
- 公共下水道や農業集落排水等の施設について、施設の耐震化・老朽化対策及び経営基盤強化を推進する。
- 下水道の普及PR活動と接続支援、生活排水処理に対する住民への啓発等を行い、公共用水域の水質保全活動を推進する。

○ 公共下水道等の計画区域の見直しを行い、汚水処理施設のうち、最も適した整備手法を選択して整備を進める。

○ 持続可能な汚水処理事業運営を目指すため、汚水処理施設の統廃合や維持管理業務等の共同化を推進する。

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	水道施設整備事業	市	
		有収率向上対策事業	市	
	(2) 汚水処理施設			
	公共下水道	公共下水道整備事業	市	
	農業集落排水施設	農業集落排水事業	市	
	浄化槽	浄化槽整備事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設	一部事務組合が実施する施設整備事業に対する経費の負担	一部事務組合	
	(5) 消防施設	防火貯水槽設置工事業	市	
		消防ポンプ車購入事業	市	
		分団車庫・詰所建設事業	市	
	(6) 公営住宅	住宅改修事業	市	
		施設管理事業	市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	防災・防犯	デジタル戸別受信機購入事業	市	
(8) その他	普通河川修繕事業	市		
	防災備蓄倉庫建設事業	市		
	防災行政無線エースマスト更新事業	市		

○ 下水道事業の効率的で健全な事業運営に努める。

(3) 事業計画 (令和4年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	人工衛星による水道管路状況調査事業	市	
		水道施設整備事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設	一部事務組合が実施する施設整備事業に対する経費の負担	一部事務組合	
	(5) 消防施設	防火貯水槽設置工事業	市	
	(6) 公営住宅	住宅改修事業	市	
		施設管理事業	市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	防災・防犯	デジタル戸別受信機購入事業	市	
	(8) その他	普通河川修繕事業	市	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

- 子育て支援センターの設置、学童クラブの整備等、子育て支援を実施している。

イ 高齢者等の健康づくりと福祉の推進

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、主観的健康観が高いほど、幸福感も高くなっており、健康づくりは幸せづくりであると言える。今後、75歳以上の後期高齢者が増加していくことが見込まれ、ライフステージを通じた健康づくりを充実し、高齢になっても高い健康感・幸福感を維持していくことが求められる。
- 令和元年の健保法改正（医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法の一部を改正する法律）により介護保険法等に基づき、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するよう努めるものとされている。

(2) その対策

イ 高齢者等の健康づくりと福祉の推進

- 「桜川市きらり健康プラン」に基づき、各ライフサイクルに応じた健康教室や健康相談を継続的に実施し、主体的な健康づくり活動を支援し、健康寿命の延伸、要支援、要介護者の増加抑制を図る。
- 「データヘルス計画」や「桜川市特定健康診査等実施計画」等の関連計画と整合性を図り、令和6年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進めている。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働により連携し、高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業	市	
	(7) 市町村保健センター及び <u>こども家庭センター</u>	妊産婦・子育て世帯支援事業	市	
		プレコンセプションケア事業	市	
		子育て情報発信事業（ICTを利用した子育てしやすい環境整備）	市	
		子育て支援・健康づくり推進拠点整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

- ファミリー・サポート・センター事業の実施や子育て支援センターの設置、学童クラブの整備等、子育て支援を実施している。

イ 高齢者等の健康づくりと福祉の推進

- 高齢化率、高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯が増加傾向であることから、日常生活に支援を必要とする人が増えている。青年期からの健康づくりと生活習慣病予防、心身機能の低下を防ぐフレイル予防や、介護予防・重度化防止の取組を充実させるとともに、健康寿命を延ばすため、健康と生きがいの推進が求められる。
- 令和元年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、高齢者を介護している介護者の負担感について、「とても負担を感じている」「やや負担を感じている」と回答した方が65.2%を占めていることから、介護保険サービス、在宅福祉サービス及び家族介護者支援など高齢者福祉サービスの充実を図ることが必要である。

(2) その対策

イ 高齢者等の健康づくりと福祉の推進

- 高齢者等の日常生活に対する在宅支援サービス、介護予防、家族介護者への活動支援サービス等の充実を図る。
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。また、高齢者だけでなく、障害者、難病患者など、支援が必要な人を広く対象とする地域ケアシステムや在宅医療、地域リハビリテーションの仕組みを生かしたシステムの構築を推進する。
- 住民自ら進んで行う健康的な生活習慣づくりに向け、健康意識の普及啓発や取組を支援する。

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業	市	
	(7) 市町村保健センター及び <u>母子健康包括支援センター</u>	妊産婦・子育て世帯支援事業	市	
		プレコンセプションケア事業	市	
		子育て情報発信事業（ICTを利用した子育てしやすい環境整備）	市	
		子育て支援・健康づくり推進拠点整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			

	児童福祉	子育て3step応援金支給事業	市	
	健康づくり	地区組織活動支援事業	市	
		予防・健康づくり推進事業	市	
	その他	幼児の発達支援事業	市	
(9) その他	公園整備事業	市		

8 医療の確保
(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

9 教育の振興
(1) 現況と問題点
○ 急激に出生数が減少していることから、地域の意見を取り入れながら、小中義務教育学校の適正配置について慎重かつ丁寧な検討が求められる。

○ 生涯学習活動においては、参加している市民が高齢化、固定化しており、年齢や経歴に関係なく誰もが学び、興味や関心を深められるような趣味や教養、スキルアップなど多岐にわたる講座の創出が必要である。また、多くの市民が生涯学習の場として利用しやすい環境を整えるため、市内の社会教育施設が、生涯学習拠点施設・総合学習施設として協力し学習環境やサービスを充実させるなど、生涯学習推進体制の整備を図る必要がある。
○ 市内体育施設の老朽化が顕著であり、施設の適時適切な修繕を実施することが必要である。

(2) その対策
○ 学校体育館の環境を整えるため、空調設備等の整備を進める。
○ 老朽化した施設の修繕を行い、市民が安全で快適に利用できる環境を整備する。

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	学校施設整備事業	市	
	屋内運動場	学校体育館設備等整備事業	市	
	給食施設	学校給食センター環境整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館整備事業	市	
	体育施設	体育施設整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	通学バス運行事業	市	
		教育費負担軽減事業	市	
		学校給食費負担軽減事業	市	
		外国語指導助手派遣事業	市	
	その他	教育費負担軽減事業	市	

	児童福祉	わくわく子育て応援事業	市	
	健康づくり	地区組織活動支援事業	市	
		予防・健康づくり推進事業	市	
	その他	幼児の発達支援事業	市	
(9) その他	公園整備事業	市		

8 医療の確保
(3) 事業計画 (令和4年度～令和7年度)

9 教育の振興
(1) 現況と問題点
○ 急激な出生数の減少や、今後小学校においては1クラスの児童数が段階的に35名になることから、地域の意見を取り入れながら小中義務教育学校の適正配置について慎重かつ丁寧な検討が求められる。
○ 生涯学習については、活動に参加している市民が高齢化してきており、若い世代が気楽に参加できる活動づくりや組織づくりが求められている。
○ 新たに建設される「公民館」、「図書館」、「支所機能」を併せた複合施設の開館に向け、これからの施設の在り方や新しい事業について検討する必要がある。

(2) その対策

(3) 事業計画 (令和4年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	学校施設整備事業	市	
	給食施設	学校給食センター環境整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	通学バス運行事業	市	
		教育費負担軽減事業	市	
		学校給食費負担軽減事業	市	
		外国語指導助手派遣事業	市	
	その他	教育費負担軽減事業	市	

10 集落の整備 (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)	10 集落の整備 (3) 事業計画 (令和4年度～令和7年度)
11 地域文化の振興等 (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)	11 地域文化の振興等 (3) 事業計画 (令和4年度～令和7年度)
12 再生可能エネルギーの利用の推進 (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)	12 再生可能エネルギーの利用の推進 (3) 事業計画 (令和4年度～令和7年度)
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)	13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 (3) 事業計画 (令和4年度～令和7年度)

事業計画 (令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分					事業計画 (令和4年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分						
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考		
1 移住・定 住・地域 間交流の 促進、人 材育成	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業	移住・定 住	定住促進助成事業	市	<u>施策 の効 果は 将来 に及 ぶ。</u>	1 移住・定 住・地域 間交流の 促進、人 材育成	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業	移住・定 住	定住促進助成事業	市	<u>施策の 効果は 将来に 及ぶ。</u>
			<u>関係人口創出事業</u>	市							
2 産業の 振興	(10) 過疎地 域持続的発 展特別事業	商 工 業・6次 産業化 観光	商工業振興事業	市		2 産業の 振興	(10) 過疎地 域持続的発 展特別事業	商 工 業・6次 産業化 観光	商工業振興事業	市	<u>施策の 効果は 将来に 及ぶ。</u>
			上曾トンネル周辺 地域活性化事業	市					上曾トンネル周辺 地域活性化事業	市	
			自転車活用推進事 業	市					自転車活用推進事 業	市	
			企業誘 致	固定資産税の軽減 措置等					市	固定資産税の軽減 措置等	
		産業活性化促進企 業奨励事業	市				産業活性化促進企 業奨励事業	市			
3 地域に おける情 報化	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業	情報化	デジタル化推進事 業	市		3 地域に おける情 報化	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業	情報化	デジタル化推進事 業	市	
4 交通施 設の整 備、交 通手段の確 保	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業	公共交 通	路線バス運行事業	市		4 交通施 設の整 備、交 通手段の確 保	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業	公共交 通	路線バス運行事業	市	<u>施策の 効果は 将来に 及ぶ。</u>
			<u>タクシー運賃助成 事業</u>	市					<u>デマンド型交通運 行事業</u>	市	
		その他	駅前駐車場維持管 理事業	市					その他	駅前駐車場維持管 理事業	
5 生活環 境の整備	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業	防災・防 犯	デジタル戸別受信 機購入事業	市		5 生活環 境の整備	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業	防災・防 犯	デジタル戸別受信 機購入事業	市	<u>施策の 効果は 将来に 及ぶ。</u>
6 子育て 環境の確 保、高齢	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業	児童福 祉	<u>子育て3step 応援 金支給事業</u>	市		6 子育て 環境の確 保、高齢	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業	児童福 祉	<u>わくわく子育て応 援事業</u>	市	<u>施策の 効果は 将来に</u>

者等の保健及び福祉の向上及び増進		健康づくり	地区組織活動支援事業	市		者等の保健及び福祉の向上及び増進		健康づくり	地区組織活動支援事業	市	<u>及ぶ。</u>
			予防・健康づくり推進事業	市					予防・健康づくり推進事業	市	
		その他	幼児の発達支援事業	市				その他	幼児の発達支援事業	市	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	自治体病院	桜川市病院事業	市指定管理者		7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	自治体病院	桜川市病院事業	市指定管理者	<u>施策の効果は将来に及ぶ。</u>
		民間病院	休日当番医療事業	市医師会				民間病院	休日当番医療事業	市医師会	
			休日夜間救急診療事業	市輪番病院					休日夜間救急診療事業	市輪番病院	
			かかりつけ医普及啓発事業	市					かかりつけ医普及啓発事業	市	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	通学バス運行事業	市		8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	通学バス運行事業	市	<u>施策の効果は将来に及ぶ。</u>
			教育費負担軽減事業	市					教育費負担軽減事業	市	
			学校給食費負担軽減事業	市					学校給食費負担軽減事業	市	
			外国語指導助手派遣事業	市					外国語指導助手派遣事業	市	
		その他	教育費負担軽減事業	市				その他	教育費負担軽減事業	市	